

元Vリーガーが直接指導

12月15日⑨、市民体育館にて「もばらスポーツフェスティバル2019」が開催されました。今回は北京オリンピックバレーボール女子日本代表の櫻井由香さんと、元プロバレーボール(Vリーグ)選手3人を講師に招き、ジュニアバレーボール教室を実施。長生郡市内の小中学生142人が参加しました。子どもたちはレシーブ、スパイク、ブロックなどの基本動作から丁寧に指導を受け、また、講師たちとの練習試合ではプロで培った技術を目の当たりにし、目を輝かせていました。

▶元久光製薬スプリングス
渡辺真由美さん

主な内容

- ◆新年のごあいさつ (P2～3)
- ◆被災者支援情報 (P4)
- ◆短期人間ドック・脳ドックの検査費用を一部助成します (P5)

今月の日曜開庁	1月26日⑨	8時30分～ 17時15分	市民課(2階)	☎(20)1502
			市民税課(2階)	☎(20)1577
証明書等交付時間を延長	毎週水曜日	19時まで	収税課(2階)	☎(20)1578
			本納支所(ほのおか館内)	☎(34)2111
			市民課(2階)	☎(20)1502

※一部取り扱えない業務もありますので、詳しくはお問い合わせください。

【人口と世帯数】令和元年12月1日現在
(うち外国人住民)

- 総人口 89,123人(1,359人)
- 男 44,102人(506人)
- 女 45,021人(853人)
- 世帯数 40,683世帯

※外国人住民の世帯を含む

【11月中の動き】※外国人住民を含む

- 転入 232人 ●転出 309人
- 出生 36人 ●死亡 87人

新年のごあいさつ

心を新たに、安全・安心に 暮らせるまちづくりを目指して

新年あけましておめでとう
ございます。市民の皆さまに

は、新しい年のスタートをい
かがお迎えでしょうか。今年
一年が皆さまにとりまして、
すばらしい年になりますよう、
お祈り申し上げます。

はじめに、昨年の台風、ま
た大雨災害により、被災され
た皆さまには心よりお見舞い
を申し上げます。

今回の被害を受け、河川改
修の抜本的な見直しと対策に
ついて、国および県に強く要
望を申し入れるとともに、市
としてできる限りの復旧支援、
災害対策を早期に実施するこ
とで、皆さまが安心して暮ら
せるよう努めてまいります。

さて、昨年は甚大な自然災

害が立て続けに起こり、本市
のみならず全国各地が多くの
被害を被った年でもありまし
たが、一方で歴史的な皇位の
継承が行われ、日本全国がお
祝いムードに包まれた年でも
ありました。

本市においても、昨年8月
に東京・秋葉原で開催された
地域の魅力をPRする「第5
回全国ふるさと甲子園」で「世
界に誇る逸品大賞 惣菜・お
つまみ・その他部門」に出品
した「葱ッペ餃子」が見事第
1位に、また「行きたいまち
NO.1」では、出場した55
地域のうち、第4位に入賞し、
全国に本市をPRすることが

できました。

また、完売した茂原には
る工業団地について、6社中、
4社で操業が開始され、企
業誘致の促進が図られたほ
か、かねてから整備を進めて
おりました茂原市学校給食セ
ンターについて、9月2日よ
り、市内すべての小中学校に
給食の提供を開始し、子ども
たちに安全・安心で温かい給
食が届けられるようになるな
ど、明るい話題も多数あった
ところです。

今年は、まず**農業振興**につ
きましては、昨年の台風等
により農業の生産環境は大打撃
を受けたことから、農業を継
続するということに重点を置

茂原市長

田中豊彦

き支援に取り組んでまいります。

また、農業基盤整備事業につきまして、災害の未然防止や農業経営の安定を図るため、ため池の決壊防止と洪水調整機能向上に資する堤体改修等の整備を順次進めておりますほか、清水地区の排水機場整備につきましては、農地等の湛水被害を防止するため、関係機関と連携を図りながら、早期事業化を目指してまいります。

次に**高齢者支援**につきましては、第7期介護保険事業計画の最終年度となりますので、その評価・見直しを行うとともに、ニーズ調査を実施し、令和3年度から始まります第8期介護保険事業計画の策定を進めてまいります。

また、高齢者の健康寿命延伸を目的とした「フレイル予防対策」として、引き続き「もばら百歳体操」を推進しながら、新たに東京大学高齢社会総合研究機構と連携し、「フレイル予防プロジェクト」を開始してまいります。今後も高齢者が健康で自分らしい生活を送ることができるようまちづ

くりを目指してまいります。

防犯対策につきましては、「茂原市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念に基づき、安全で安心な住みよい地域社会の実現に向け、各種対策を推進してまいります。

具体的には、青色回転灯装着車両によるパトロール、防犯灯および防犯カメラの設置・運用に取り組んでまいります。

さらに、防犯ボックス勤務員による街頭監視活動、小学生下校時の見守り活動、車両やオートバイによるパトロール、各地区防犯組合および自主防犯団体と連携した合同パトロール等を展開し、地域と行政が一体となった安全で安心なまちづくりに努めてまいります。

情報化の推進につきましては、昨年7月よりマイナンバーカードを使用し、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から、住民票の写し・印鑑登録証明書・市県民税所得課税証明書が取得できる「コンビニ交付サービス」を開始し、行政手続きの簡素化を図ること

ができました。

今後さらに、市民の皆さまが利便性の向上を実感できるサービス提供に努めてまいります。

子どもたちの**教育環境**につきましては、昨今の夏季における災害級の暑さを受け、一昨年より小中学校および幼稚園、保育所に空調設備の導入を進めてまいりました。幼稚園におきましては、いち早く昨年中に設置工事が完了しており、小中学校、保育所につきましても、今夏は子どもたちへ、快適な学習環境の提供が可能となります。

今後、子どもたちの健康保持に努めてまいります。

近年は、地球規模の温暖化の影響により、異常気象が常態化し、自然災害が激甚化している状況でございますが、令和初の新春を迎え、心を新たに安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、市民の皆さまのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年の出来事を写真で振り返りました



①七夕まつりに白鳥英美子さん来場 ②茂原市学校給食センター完成 ③第5回ふるさと甲子園で本市をPR ④茂原公園桜まつり ⑤鍛冶部屋ふれあい相撲
⑥大雨被災地を視察する武田防犯担当大臣と田中市長 ⑦ソルズベリー市高校生来訪 ⑧プロ野球イースタンリーグ公式戦開催
⑨茂原市スポーツ大使に就任したパナソニック女子陸上競技部内藤早紀子選手

被災者支援情報

土砂等の崩落による被害を受けた方へ

住宅敷地へ土砂等が崩落し、生活に支障をきたす場合において、土砂等を撤去する費用の一部を助成します。(10月25日以後に撤去作業を実施した方を対象とします)

◆**対象者** 居住している住宅敷地内の土砂等を撤去する方(空き家、農地等への崩落は対象外)

◆**補助額** 土砂等撤去費用の3/10以内(上限額30万円)

※保険金・他の補助金を受領した場合は、補助額から受領額を差し引いた額とします。また、撤去費が5万円に満たない場合は対象外です。

◆**対象費用** ・業者に依頼した場合は、その費用
・個人で作業した場合は、機械レンタル費用、燃料費など作業にかかった費用

◆**申請期間** 2月28日(金)まで(土日・休日を除く)

◆**持参するもの** 印鑑、被災地付近の見取り図

【これから撤去作業を行う方】

見積書の写し、土砂等の撤去前の状況写真

【すでに撤去作業が完了している方】

見積書の写しまたは費用の内訳がわかる書類、土砂等の撤去に係る領収書

お問い合わせは、**土木管理課(7階)**
☎(20)1537、FAX(20)1605へ。

台風15号および10月25日の大雨で家屋等が損壊した方へ

被災した家屋等を、所有者が自身の負担で解体撤去した場合、市が定める基準額の範囲内で償還します。ただし、費用の全額を償還できない場合もあります。

◆**対象** リ災証明書で、以下の判定を受けた家屋等
○台風15号=全壊・大規模半壊・半壊
○10月25日の大雨=全壊

※家屋等の一部のみの解体などは対象外となります。

◆**申請期間** 2月28日(金)まで(土日・休日を除く)

必要書類等は事前にお問い合わせください。

お問い合わせは、**環境保全課(6階)**
☎(20)1504、FAX(20)1604へ。

千葉県災害義援金の配分について

県内外の皆さまから、千葉県・日本赤十字社・共同募金会に寄せられた義援金を、被災された方に配分いたします。

◆配分方法

茂原市災害見舞金の支給を受けた方には、順次、指定の口座に振り込みの手続きを進めています。

一部損壊の判定を受けた方には、順次、配分についてのご案内を郵送していますので、お手元に届きましたら手続きをお願いします。

◆配分の対象者・配分金額

区 分	対 象	金 額
死 亡	災害弔慰金、または千葉県災害弔慰金の死亡者に該当する方	30万円
全 壊	「全壊」と判定された世帯、または被災者生活再建支援制度の「解体世帯」に該当する世帯	30万円
半 壊	「大規模半壊」、または「半壊」と判定された世帯	15万円
一部損壊	「一部損壊」と判定された世帯	1万円

※浸水被害によるものを含みます。

※配分の対象者や金額等は千葉県災害義援金配分委員会において決定した基準となります。

お問い合わせは、**社会福祉課(7階)**
☎(20)1571、FAX(20)1605へ。

賃貸型応急住宅入居対象者の拡大について

千葉県では、台風15号・19号および10月25日の大雨災害で被災された方を対象に、災害救助法に基づき、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げ、無償で提供する事業を実施しています。このたび、制度改正により対象者が拡大されました。

◆**対象者** 次のいずれにも該当する方

- ①住家が全壊・大規模半壊・半壊の被害により居住することができない方(借家の方も対象)
- ②自らの資力では住家を確保することができない方
- ③災害救助法に基づく応急修理制度等を利用していない方

◆**入居期間** 2年以内

◆**借上げの対象となる賃貸住宅**

1カ月あたりの家賃が

- ・2人以下の世帯は7万5千円以下
- ・3人以上の世帯は8万5千円以下

※この他にも要件があります。

賃貸住宅は、不動産業者の協力のもと、ご自身でお探しいただき、千葉県・被災者・貸主の三者で入居契約を締結します。すでに転居済みの方も、市建築課へご相談ください。専用のフリーダイヤルを設置する予定です。電話番号は建築課ウェブページ等でお知らせします。

お問い合わせは、**建築課(8階)**
☎(20)1588、FAX(20)1606へ。

1月31日(金)まで茂原市大雨災害義援金を受け付けています。

詳しくは、広報もばら臨時号をご覧ください。 問会計課(2階) ☎(20)1576、FAX(20)1609

短期人間ドック・脳ドックの 検査費用を一部助成します

市では、国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している方に、短期人間ドック・脳ドックの検査費用の一部を助成しています。

国民健康保険短期人間ドック・脳ドック助成

後期高齢者医療短期人間ドック・脳ドック助成

対 象

(次の要件をすべて満たした場合に限る)

- ①市の国民健康保険の加入期間が継続して1年以上の方で、満35歳以上の方
- ②納付期限の到来している国民健康保険税を完納している世帯の方
- ③令和元年度内に市で実施している特定健康診査を受診していない方（脳ドックは特定健康診査を受診していても助成対象）

- ①市内に住所を有する千葉県後期高齢者医療制度の被保険者の方
- ②納付期限の到来している後期高齢者医療保険料を完納している方
- ③令和元年度内に市で実施している健康診査を受診していない方（脳ドックは健康診査を受診していても助成対象）

助 成 額

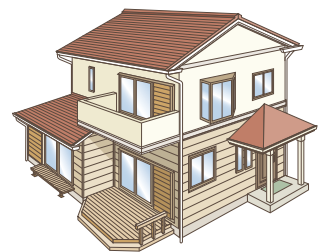
- ・短期人間ドック
対象検査費用の7割（限度額7万円）
- ・脳ドック
対象検査費用の7割（限度額3万円）

- ・短期人間ドック 限度額3万円
- ・脳ドック 限度額1万円

※国民健康保険短期人間ドックについては助成対象とならない検査項目もあります。
申請方法・対象医療機関等、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせは、国保年金課（2階） ☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

固定資産税に関する



申告を忘れずに!

長期優良住宅に対する固定資産税が減額されます

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、認定された住宅を新築した場合、当該家屋に係る固定資産税が減額されます。

◆要件（次の要件をすべて満たした場合に限る）

- ①平成21年6月4日から令和2年3月31日までの間に新築された住宅
- ②長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅
- ③住宅部分の床面積が1/2以上で、かつ50㎡（戸建以外の貸家住宅については40㎡）以上280㎡以下の住宅

◆減額内容

新築後5年間（一般の住宅）または7年間（3階建以上の中高層耐火住宅等）、床面積が

120㎡以下の住宅部分について、税額が1/2となります。

◆手続き

新築した翌年の1月31日までに、長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付し、申告書を提出してください。

※通常は新築住宅の現地調査時に申告書を提出していただいています。

1月は償却資産（固定資産税）の申告期間です

法人または個人で事業（工場・商店・アパート・太陽光発電など）を営んでいる方が、所有している事業用資産（機械・器具・構築物・備品）には、固定資産税が課税されます。事業用資産を市内に所有している方は、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告することが法律で定められていますので、早めの申告をお願いします。

なお、電子申告（eLTAX）を利用することで自宅や事業所などから申告できます。

お問い合わせは、資産税課（2階）

☎(20)1579、FAX(20)1609へ。

監査結果の公表(その1)

令和元年度定期監査(その1)を実施した結果の概要を次のとおり公表します。

茂原市監査委員 元吉敬宇
茂原市監査委員 竹本正明

監査の対象

・総務部Ⅱ総務課、秘書広報課、職員課、管財課、防災対策課

・企画財政部Ⅱ企画政策課、財政課、市民税課、資産税課、収税課

・会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局

監査の期間

令和元年9月17日から11月18日まで

監査の場所

茂原市役所

監査の方法

各所管の財務に関する事務事業が効果的、経済的に執行されているか、住民福祉の増

進に努め最少の経費で最大の効果を上げ、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き、提出された監査資料及び関係諸帳簿を調査し、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果

計画された事務事業は順調に進行しており、関係諸帳簿もおおむね適切に処理されていると認められた。

意見

事務事業の執行状況に関する意見は次のとおりであるので、検討のうえ一層適切に事務事業が執行されるよう要望する。

総務課

○マイナンバー制度については、本年7月からマイナンバーカードを活用した住民票等のコンビニ交付が開始され、住民の利便性向上が図られてきているものの、交付率は13・19%(令和元年9月末日時点)と依然として低調である。マイナンバーカードの利便性等について広く市民に周知し交付率の向上を図ると

ともに、マイナンバーカードを活用した独自サービスを実施している先進自治体の事例を参考するなどし、マイナンバーカードの普及と活用拡大について検討されたい。

秘書広報課

○市民への情報提供については、新聞折り込み等を活用し「広報もばら」を配布しているが、昨今新聞の購読率が低調であることから情報伝達方法等について引き続き検討されたい。また、スマートフォン等の電子媒体を活用した情報提供について広く市民に周知するとともに、見やすく活用しやすい充実した内容の紙面作りに努められたい。

管財課

○業務委託、工事請負等の契約については、設計単価、積算基準、入札方法、その他要件が適正であるかを判断する第三者委員会の設置について検討されたい。

防災対策課

○令和元年台風15号、19号及び10月25日の大雨による災害

対応について、茂原市地域防災計画の防災対策会議に示されている千葉県、自衛隊等の関係機関と検証を行うとともに、今後の災害予防、減災、災害応急対策、災害復旧に係る総合的・計画的な取組を盛り込んだ地域防災計画の改定など、市民の生命・身体・財産の保護等に活かすべく検証結果及び施策について速やかに報告されたい。

○市民への災害・減災に関する情報提供については、防災行政無線をはじめとしたあらゆる方法を活用し、市民の安心安全の確保に努められたい。
○茂原市防災マップ、茂原市洪水ハザードマップを統合した防災に関する最新情報を掲載したマップを速やかに作成し、市民に配布できるよう努められたい。

企画政策課

○総合戦略推進事業として昨年度設立した「千葉もばら口ケーションサービス」及び映画やドラマ等の撮影支援を通じて「ロケツーリズム」は、本市の魅力の発信や知名度の向上が期待され観光資源とし

て有望であることから、今後積極的な撮影誘致等に努められたい。



▲茂原市ロケ地マップ「もばらラブ!」

○市民会館建設については、未だ先が見えない状況だが、本市の文化発展のためにも必要不可欠な施設であるため、建設に向けた実施計画策定に取り組まれたい。

市民税課、資産税課

○市民税課及び資産税課については、歳入の根幹をなす部署であるので、本市事業の推進のため更なる課税客体の把握に努められたい。

収税課

○収税課については、納税

コールセンターの設置、コンビニ納付の推進等収納率向上に向けた様々な対策を講じているが、税負担の公平性の観点から引き続き積極的な歳入の確保に取り組まれない。

議会事務局

○本会議の傍聴について、インターネットを活用したライブ中継及び録画配信アクセス数は年々増加傾向にあるものの、本会議場での傍聴者数は減少傾向である。本会議は市民の多様な意見を市政に反映させる機会であるので、「も

ばら議会だより」、「広報もばら」等で積極的に周知するとともに、傍聴者の増加につながる取組を検討されたい。また、議会報告会は、広く市民に議会活動を報告し意見交換を行う貴重な場であるが、現状参加者が低調であることから多くの市民の参加を促す取組を検討されたい。

農業委員会

○本市の農地等の利用の最適化の推進業務については、平成30年12月に具体的な目標と推進方法を定める指針が策定

されたが、本市の農業経営形態は水稲・野菜の複合経営が主流であり、経営規模も平均1haと小規模であること、さらには農業離れ、担い手不足等といった大きな課題があることから、農業構造の改善を行い活力ある農業に向けた取組を推進するとともに、目標に対する進行管理の徹底に努められたい。

○TTP（環太平洋パートナーシップ協定）締結により、農産物等の輸出拡大が図られる一方、安い外国産の農産物等の輸入による農業収益の減収といった影響は、農業経営者の高齢化や担い手不足等の問題を抱える本市においても懸念されるため、本市農業の保護・維持のためにも遊休農地の解消、農地の集積・集約化等を推進し、優良農地の確保及び農業経営の安定を図る取組について関係機関と連携を図られたい。

選挙管理委員会

○投票率については、期日前投票者数は伸びているものの、全体の投票率は低迷しており、特に30歳未満の若年層の投票

率が低調であることから、投票環境の見直しを行うなど、有権者の利便性を図り投票率向上に努められたい。

○若年層の投票率向上対策として、小学校、高校では既に実際の選挙機材を用いた模擬選挙を行っているが、今後は中学校での模擬選挙を導入し、有権者となる前の段階で選挙への関心を促すとともに、社会を動かす主権者となる意識を育む主権者教育に取り組ま

れたい。
お問い合わせは、
監査委員事務局（9階）
☎（20）1560、FAX（20）1607へ。

善意をありがとうございます

（敬称略）



市へ

K&Oエナジーグループ株式会社

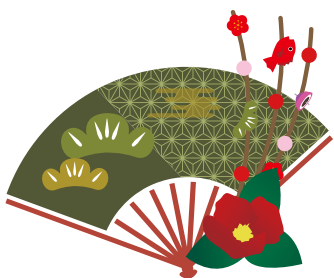
関東天然瓦斯開発株式会社
大多喜ガス株式会社

（金2千万円）

一般社団法人 長生郡市地籍調査協会	（金50万円）	宮下 律江	（金1万円）
ニコラ ゲエナエル	（金20万円）	本村 智之	（金1万円）
異業種交流会 優游会・水曜会	（金10万円）	織田 浩史	（金5千円）
廣田 康人	（金10万円）	佐藤 佳奈恵	（金5千円）
吉澤 雅己	（金8万円）	内藤 早紀子	（金5千円）
為中 亮	（金7万円）	和田 昌俊	（金5千円）
松岡 俊和	（金6万円）	三上 淳平	（金2千円）
NPO法人 ケアリフォーム	（金5万円）	提坂 美緒	（金1千円）
システム研究会	（金5万円）	永野 千尋	（金1千円）
澤田 貞雄	（金5万円）		
飯塚 俊輔	（金3万5千円）		
大谷 明	（金3万円）		
木下 雄介	（金3万円）		
呉 春雄	（金3万円）		
山口 靖雄	（金3万円）		
渡邊 彰吾	（金3万円）		
杉本 光司	（金2万円）		
小原 伸二	（金2万円）		
茂原美術館共催団体押花コスモス会	（金1万347円）		
赤松 慎也	（金1万円）		
金子 俊道	（金1万円）		
黒澤 泰	（金1万円）		
坂本 一	（金1万円）		
佐々木 照夫	（金1万円）		
瀬戸 美千子	（金1万円）		
林 貞夫	（金1万円）		
水谷 崇	（金1万円）		
南 良孝	（金1万円）		

社会福祉協議会へ

音楽ボランティア「たんぽぽの会」
（金3万円）
茂原市華道協会
（金3万円）
コーロ・カンターレ
（金2万円）
愛唱歌の会「うたのわ」
（金1万円）
愛唱歌の会「うたのつばさ」
（金1万円）
つるえコーラス
（金1万円）
音楽文化塾「赤い鳥」
（金1万円）



監査の結果に対する措置

平成30年度に実施した定期監査（その1）の監査結果に基づき講じた措置について、

茂原市長から通知がありました。内容は、次のとおりです。

【監査の種類】 定期監査

【措置年度】 令和元年度

総務課

【監査結果】

○地方自治法第16条の規定による公告式は、公告式掲示場への掲示が一般的であり、これによって文書が公文書として正式にその効力が発生し、さらには広く一般に知らせることとなる。この公告式について、広く一般に知らせることの要件として広報の活用、電子媒体の活用等条例改正の検討をされたい。

○社会情勢の変化、市民ニーズの多様化、複雑化に応じた組織の効率的な運営を図るため、組織の見直し、点検を常

に行い、充実した市民サービスを提供ができるよう組織体制の整備に努められたい。

【措置内容】

○茂原市公告式条例（昭和47年茂原市条例第1号）において、広報及び電子媒体の活用

の規定の整備について検討したが、他市等で掲示場又は広報への掲載を規定している公告式条例は少数であり、掲示場への掲載又は広報への掲載のいずれかを行う形式が規定されていた。検討の結果、条例改正は行わないこととするが、広く一般に周知するため、掲示する条例、規則、要綱及び訓令の告示等については、公告式掲示場へ掲示するとともに、平成31年1月から電子媒体（総務課のウェブページ）に掲載することで対応を図った。

なお、本納の公告式掲示場については、ほのおか館の開

館に合わせ、また、庁舎の公告式掲示場については、本年8月に改修工事を行い、新しい掲示場となったことから、市民にとっては、より見やすい掲示場になったと考える。また、庁舎1階情報公開コーナーにおいて、公告式掲示場へ掲示しているものと同じ内容のものを置き、誰でも閲覧できるよう対応している。



▲市庁舎前の公告式掲示場

○組織の見直しについては、近年の災害等の発生状況及び市民ニーズの高まりに鑑み、防災対策課を新設した。

また、行財政改革に一定の効果が見られ、計画の進捗も順調に推移しており、公共施設マネジメントを将来の施策と

関連付ける観点から、経営改革課を解体し、業務を総務課及び企画政策課へ移管した。

さらに、市民活動の支援強化として、市民活動支援センターを、高齢者支援体制の強化として、地域包括支援室をそれぞれ新設した。

また、茂原にはある工業団地への企業誘致が一定の成果を挙げ、一定の目的が立ったことから、商工観光課に設置している企業誘致推進室を解体し、同課振興係に企業誘致推進担当を設けた。

また、建築課において空き家対策や住宅施策に係る業務に対応するため、2係（営繕住宅係、審査指導係）から、営繕住宅係、住宅政策係、営繕係、審査指導係）とし業務体制を整えた。

職員課

【監査結果】

○職員の資質向上については、「茂原市職員人材育成基本方針」に基づき取り組んでいるところであるが、新たな行政問題に対応すべく職員の意識改革、能力向上を図り、常に

問題意識を持った職員の養成に努められたい。

【措置内容】

○職員の育成・職員全体の資質の向上については、人材育成基本方針に基づき、様々な職員研修、適切な人事管理、人事評価制度の運用などにより、毎年度人材育成がサイクルとして繰り返されるように実施している。

研修については、全ての職員を対象とした階層別の研修・専門研修、より高度な能力獲得のための派遣研修のほか、平成30年度はロケッリズムや障害者差別解消法など新しいテーマの研修も実施し、時代の変化に対応できる職員の育成に努めた。

お問い合わせは、

監査委員事務局（9階）

☎201560、FAX201607へ。

